

意見書案第8号

意見書案について

別紙、「尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書（案）」を議決されたく会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年12月22日提出

加西市議会議長 森元 清蔵 様

提出者	加西市議会議員	丸岡 弘満
賛成者	〃	井上 智章
〃	〃	別府 直
〃	〃	高橋佐代子
〃	〃	西川 正一
〃	〃	山下 光昭
〃	〃	三宅 利弘
〃	〃	桜井 光男
〃	〃	高見 忍
〃	〃	後藤 千明

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書（案）

去る9月7日、沖縄県尖閣諸島沖の日本領海内で違法操業をしていた中国漁船が、停船を命じた第11管区海上保安本部の巡視船2隻に船体を衝突させる事故が発生し、那覇地方検察庁は、9月24日、公務執行妨害容疑で逮捕した中国人船長を処分保留のまま釈放した。

しかしながら、中国政府は、中国人船長が逮捕されると、閣僚級以上の交流停止や国連総会での日中首脳会談の見送り、そして日本人4人の身柄を拘束するなどの対抗措置をとり、船長を処分保留で釈放した後も、何ら根拠のない謝罪と賠償を要求するなどの対応をエスカレートさせてきている。

過去の経緯を見ても、中国が領有権について独自の主張を行うようになったのは、1970年以降であり、それ以前ほどの国も異議を唱えたことはなかった。明治28年に閣議決定を行い、正式に我が国の領土に編入して以来、歴史的にも国際法上も「尖閣諸島は日本固有の領土で領有権の問題は存在しない」というのが政府の見解である。このような事実と根拠の中において、中国政府のとった行動を放置すると、今後も同様の領海侵犯が発生し、我が国の領土の保全や多くの漁業関係者がいる兵庫県民の利益や市民の安全が守られない等、極めて憂慮すべき事態を招く恐れが高い。また、このような結果は、国際社会にも誤ったメッセージを与え、現政権与党の国家主権に対する認識に疑問を抱かざるを得ない。そして、今後未来に続く真の日中友好の確立の為には、即刻すべてのビデオ映像を公開し、それぞれの良識ある国民が、事実や史実に基づき、真摯に対話を重ねることが肝要である。

よって、国会及び政府においては、次の事項を実現し、毅然とした外交姿勢を確立されることを求める。

1. 「尖閣諸島は日本の固有の領土である」との態度を明確に中国及び諸外国に示し、今後同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処すること。
2. 海上保安庁が撮影した衝突時のビデオの公表を含め、事実関係の解明に努めること。
3. 政府は、検察当局の判断も含め、国会の場で国民に対し説明責任を果たすこと。
4. 中国からの謝罪や賠償には応じず、日本が被った損害を請求すること。
5. 尖閣諸島の警備体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年12月22日

兵庫県加西市議会